

令和2年度の政務活動費を 計408万円減額しました

～新型コロナウイルス感染症対策のために～

能美市議会では、市民に少しでも寄り添い応援したいとの思いから、新型コロナウイルス感染症対策の支援に係る財源の一部とするため、令和2年8月から令和3年3月までの間、政務活動費を月額3万円減額します。

月額3万円×議員17名×8か月＝408万円の減額

4月30日に開催した議員協議会にて、新型コロナウイルス感染症への対策について協議し、政務活動費の減額を行う方針で合意しました。

そして、6月定例会における議員提出議案として「能美市議会政務活動費の交付に関する条例を一部改正する条例」を上程し、可決されました。

この条例の改正に基づき、月額5万円支給されている政務活動費は、令和2年8月から令和3年3月までの間、月額2万円となります。

能美市議会では、今後も市民の生命と健康を守り、生活を支援するための取り組みを進めてまいります。

政務活動費の収支報告書を 能美市ホームページで公開中！

領収書や視察報告書等は議会事務局で閲覧できます

政務活動費は、地方自治法の規定に基づき、議員の調査研究やその他の活動に必要な経費の一部として交付されるものです。

能美市議会では、政務活動費の透明性を高めるため、平成29年7月から収支報告書をホームページに掲載しています。新たに令和元年度分の収支報告書を掲載しましたので、ぜひチェックしてみてください。

また、過去5年分までの領収書やその他の証拠書類（視察報告書等）については、議会事務局でどなたでも閲覧できますので、ご関心のある方はお問い合わせください。

収支報告書や領収書等の閲覧制度

閲覧場所	能美市役所本庁舎 3階 議会事務局
閲覧可能日時	市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで
お問合わせ先	能美市議会事務局議事調査課 TEL0761 - 58 - 2240
ホームページ	https://www.city.nomi.ishikawa.jp

